

◎新潟県告示第1112号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項（又は第53条第1項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）を次のとおり指定した。

平成29年10月10日

新潟県知事 米 山 隆 一

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
通所介護 介護予防通所介護	めぐりハビリデイサー ビス長岡	新潟県長岡市希望が 丘1丁目529番地1	めぐ株式会社	平成29年10月1 日